

広島県告示第九百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和三年十一月二十二日までの間、縦覧に供する。

令和三年十一月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道高田沖美江田島線	江田島市沖美町高祖字玉原一〇番四地先から江田島市沖美町高祖字豊作原五九六番五地先まで	令和三年十一月八日